

木更津港長期構想検討会設置要綱

(名称)

第1条 本会の名称は、「木更津港長期構想検討会（以下「検討会」という。）」とする。

(目的)

第2条 検討会は、木更津港の課題や要請、今後果たすべき役割などを踏まえ、概ね20～30年後の将来を展望する長期的な指針として、木更津港の将来像やその実現に向けた取組の方向性等を検討する。

2 検討会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(組織)

第3条 検討会の構成員は別表1のとおりとする。

2 検討会に会長を置き、構成員の互選により定めるものとする。

3 会長は検討会を代表し会務を総括する。

4 会長がやむを得ずその職務を遂行出来ない場合は、会長が指名する者が職務を代行する。

(検討会の開催)

第4条 検討会は、必要に応じて事務局が招集する。

2 構成員は、検討会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の出席をもって当該構成員とみなす。

3 会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(検討会設置期間)

第5条 検討会の設置期間は、令和7年3月22日までとする。ただし、会長が必要と認める場合は、設置後2年を超えない範囲で延長することができるものとする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、千葉県県土整備部港湾課に置く。

2 事務局は、検討会の庶務を行う。

(公開)

第7条 検討会は原則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、議事内容により非公開とすることができる。

（書面による会議）

第8条 検討会は、第4条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認める場合は、書面による会議として開催することができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関して必要な事項は、事務局が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

別表 1 木更津港長期構想検討会 名簿（令和6年8月27日時点）

（敬称略・順不同）

区分	氏名	所属
学識経験者	渡邊 豊	東京海洋大学 大学院 教授
	梅山 和成	公益社団法人 日本港湾協会 専門委員 一般社団法人 ウォーターフロント協会 理事
	東 恵子	東海大学 名誉教授
港湾関係者	松田 紀道	木更津港運協会 会長
	平井 秀幸	木更津港港湾運送事業協同組合 理事長 千葉県内航海運組合 理事長
	高橋 敏夫	金田漁業協同組合 代表理事組合長
	江野澤 均	新木更津市漁業協同組合 代表理事組合長
	佐久間 國治	富津漁業協同組合 代表理事組合長
	池田 庸	木更津商工会議所 会頭
	高松 利明	千葉県臨海南部工業地帯工場連絡協議会 会長
	小高 茂	木更津木材港団地協同組合 代表理事
	元吉 和江	木更津小型船安全協議会 副会長
	椎名 誠	公益社団法人 千葉県観光物産協会 相談役
関係市代表者	大岩 房之	木更津市 経済部長
	榎本 弘	君津市 建設部長
	茂木 雅宏	富津市 建設経済部長
関係行政機関	内藤 孝	国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部長
	齋田 伸一	国土交通省 関東地方整備局 千葉港湾事務所長
	萩尾 努	木更津海上保安署長
	安田 善一	千葉県 県土整備部 港湾課長
	中古 盛之	千葉県 木更津港湾事務所長